

審査基準

令和8年4月1日作成

法令名：銃砲刀剣類所持等取締法施行令
根拠条項：第31条第2項
処分の概要：国際競技に参加する外国人に対する許可の期間
原権者（委任先）：北海道公安委員会（各方面公安委員会）
法令の定め： 銃砲刀剣類所持等取締法施行令第31条第2項（国際競技に参加する外国人に対する許可の期間）、銃砲刀剣類所持等取締法第30条（権限の委任） 銃砲刀剣類所持等取締法施行令第46条（権限の委任） 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条（届出及び申請の手続）、同第30条（許可の期間の延長）
審査基準： 当該外国人の参加に係る国際競技の日程変更等の理由により、許可の期間を超えて当該銃砲等又は刀剣類を所持する必要がある場合に、許可の期間を延長する。
標準処理期間： 2日（行政庁の休日は含まない。）
申請先： 申請書は、あなたの現在地を管轄する警察署の生活安全第二課又は生活安全課（係）の窓口に提出してください。
問い合わせ先： 北海道警察本部生活安全部保安課銃砲・危険物係（電話011-251-0110） 現在地を管轄する各方面本部の生活安全課生活経済・保安・サイバー係 （管轄が函館方面の場合（電話0138-31-0110）） （管轄が旭川方面の場合（電話0166-35-0110）） （管轄が釧路方面の場合（電話0154-25-0110）） （管轄が北見方面の場合（電話0157-24-0110））
備考：